

令和7年分の所得税確定申告について

令和7年分の確定申告を行うに当たり、次の事項が改正されておりますので、御注意して下さい。
～令和7年分所得税の主な改正事項～

1. 基礎控除について

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注3))	基礎控除額		改正前
	改正後(※1)	令和7・8年分 令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円(注2)	58万円	48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円(注2)		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 58万円 850万円以下)	63万円(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

2. 紙与所得控除について

給与所得控除について、55万円の最低保障額が**65万円に引き上げられ**ました。

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%+8万円

(注) 紙与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

3. 特定親族特別控除について

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは・・・所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下（注）の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額(注)）	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

4. 扶養親族等の所得要件について

上記1の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件（注1）が改正されました。

また、上記2の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（注1） (収入が給与だけの場合の収入金額（注2）)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

（注）1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

～参考～

- 令和7年は定額減税はありません。
- 仮想通貨の売却等による所得は、原則として確定申告をしていただく必要があります。
なお、仮想通貨に関する所得の計算方法等につきましては、FAQが国税庁ホームページに掲載されております。申告が必要な場合には御確認して下さい。
- ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方のふるさと納税の申告漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。ワンストップ特例を申請された方でも「医療費控除などの確定申告を行う場合」や「寄附先が5団体を超える場合」は、全てのふるさと納税の申告が必要となりますので御注意してください。
- 予定納税額の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。
予定納税額は、税務署から送付された「令和7年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されていますので、予定納税額の記載漏れのないようにご注意ください。
国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して申告書の作成を行う場合、予定納税額の入力もれがないように入力時にご注意してください。
- 復興特別所得税の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。
確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようにご注意ください。

1.青色申告特別控除について（令和2年から改正）

青色申告特別控除について、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（改正前：65万円）に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。

- (1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。
- (2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

2.所得金額調整控除について（令和2年から改正）

所得金額調整控除が次のとおり創設されました。

- (1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除する。

- (2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

3.医療費控除（平成29年から改正）

医療費控除については、医療費の領収書の提出・提示が必要でしたが、医療費控除の明細書を提出することにより、領収書の提出・提示が不要となりました。この場合、医療費の領収書については、自宅で5年間保存していただく必要があります。また、健康保険組合などから「医療費のお知らせ」の交付を受けている方は、それを利用して医療費控除の明細書が簡単に作成できます。特定の医薬品を12,000円以上購入した場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制があります。

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品については、領収書に★印など表記がなされています。また、厚生労働省のホームページに対象となる医薬品の一覧が掲載されています。

通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか適用することができません。どちらの制度が有利かご自身で確認して下さい。